

① 特定外国子会社等に係る部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------------	-----	--------

別表十七(三)の二

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定外国子会社等の名称		1		事業年度		2	・	・
							・	・
特 定 所 得 の 金 額 の 計 算								
所 得 の 種 類		剰 余 金 の 配 当 等	債券の利子	債 券 の 償 還 差 益	株 式 等 の 譲 渡 に よ る 所 得	債券の譲渡による所得	特 許 権 等 の 使 用 料	船 舶 又 は 航 空 機 の 貸 付 け 対 価
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
収 入 金 額		3						
(3)のうち特定所得に係る収入金額の合計額		4						
(4)に係る株式等又は債券の譲渡に係る原価の額の合計額		5						
(4)に係る直接費用の額の合計額		6						
負 債 利 子 配 賦 額	当期に支払う負債利子の額の合計額	7						
	(7)のうち(6)に含まれる金額	8						
	総資産の帳簿価額	9						
	特定所得に係る株式等又は債券の帳簿価額等	10						
	$(7) \times \frac{(10)}{(9)} - (8)$ (マイナスの場合は0)	11						
特 定 所 得 の 金 額 (4)－(5)－(6)－(11) (マイナスの場合は0)		12						
一単位当たりの帳簿価額の算出の方法又は償却費計算上の適用法令		13			移動平均法 ・ 総平均法	移動平均法 ・ 総平均法	移動平均法 ・ 総平均法	本邦法令 ・ 外国法令

部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額の計算等

部分適用対象金額に係る適用除外の判定	収入基準	部分適用対象金額に係る収入金額の合計額 ((4)欄(12)欄が零のものを除く。) の合計	14	(円)	個別部分課税対象金額の計算	請求権勘案保有株式等の保有割合 (別表十七(三)付表一「27」の「本人」の欄)	19	%
	所得基準	税引前当期利益の額	15			(17) × (19)	20	
		(15) × 5 %	16			課税対象金額又は個別課税対象金額 (別表十七(三)「34」)	21	
		部分適用対象金額 (12)欄の合計	17			部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (20)と(21)のうち少ない金額	22	(円)
	措法第66条の6第5項又は第68条の90第5項の適用の有無		18	有 ・ 無				

別表十七（三の二）の記載の仕方

1 この明細書は、措置法第66条の6第1項各号《特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入》に掲げる内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等が同条第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合又は同法第68条の90第1項各号《特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入》に掲げる連結法人に係る同項に規定する特定外国子会社等が同条第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 各欄中金額を記載するものにあつては、「部分適用対象金額に係る収入金額の合計額14」の括弧書及び「部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額22」の括弧書を除き、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。

3 「収入金額3」の各欄は、措置法第66条の6第4項各号又は第68条の90第4項各号の剰余金の配当等の額の合計額、債券の利子の額の合計額、債券の償還差益の額の合計額、株式等の譲渡対価の額の合計額、債券の譲渡対価の額の合計額、特許権等の使用料の合計額及び船舶若しくは航空機の貸付けによる対価の額の合計額をそれぞれ記載します。

4 「4の①」から「4の⑤」までの各欄は、「収入金額3」の金額から措置法第66条の6第1項に規定する特定外国子会社等（同法第68条の90第1項に規定する特定外国子会社等を含みます。以下「特定外国子会社等」といいます。）が行う事業（同法第66条の6第3項に規定する特定事業を除きます。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じた金額を除いた金額を記載します。

5 「9の①」及び「9の②」の各欄は、特定外国子会社

等の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額を記載し、「9の③」は、特定外国子会社等の債券（「4の③」の金額に係るものに限ります。以下同じ。）の償還（買入消却を含みます。以下同じ。）の日を含む事業年度の前事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額（当該償還の日を含む事業年度において取得をした債券がある場合には、当該総資産の帳簿価額に当該債券の当該償還の直前に会計帳簿に記載された金額を加算した金額）を記載します。

6 「10の①」及び「10の②」の各欄は、特定外国子会社等が当該事業年度終了の時において有する株式等（「4の①」の金額に係るものに限ります。）及び債券（「4の②」の金額に係るものに限ります。）の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額を記載し、「10の③」は、特定外国子会社等が償還の直前において有する債券（「4の③」の金額に係るものに限ります。）の当該直前に会計帳簿に記載された金額の合計額を記載します。

7 「税引前当期利益の額15」は、措置法令第39条の17の2第21項又は第39条の117の2第20項《各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額》に規定する所得の金額を記載します。

8 措置法第66条の9の2第1項《特定外国法人の課税対象金額等の益金算入》に規定する特殊関係株主等である内国法人に係る同項に規定する特定外国法人が同条第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合又は同法第68条の93の2第1項《特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入》に規定する特殊関係株主等である連結法人に係る同項に規定する特定外国法人が同条第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。